**＜学校感染症の種類と出席停止期間の基準＞**

**感染症の種類　　　　　　　　　　　　　出席停止期間**

|  |  |
| --- | --- |
| エボラ出血熱　　クリミアコンゴ出血熱　　ペスト　　急性灰白髄炎　　痘瘡　　マールブルグ病　　ラッサ熱　　ポリオ　　ジフテリア　　重症急性呼吸器症候群(SARS)（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）　中東呼吸器症候群（MERS）（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）　　特定鳥インフルエンザ | 　　　　　　　治癒するまで　＊左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は、第一種感染症とみなす。 |
| インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） | 発症後5日間、かつ解熱後2日間 |
| 百日咳 | 5日間の抗菌性物質製剤による治療終了、または特有の咳が消失するまで |
| 麻疹（はしか） | 解熱後3日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふく） | 腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| 風疹（３日はしか） | 発疹が消失するまで |
| 水痘 | すべての発疹が痂皮化するまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 症状が消失後２日を経過するまで |
| 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る） | 発症後5日間、かつ症状が軽快したのち1日を経過するまで |
| 結核 | 医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| 腸管出血性大腸菌感染症　流行性角結膜炎　流行性出血性結膜炎　コレラ　パラチフス　腸チフス　細菌性赤痢 | 症状により医師において感染の恐れがないと認めるまで |
| （学校長指定）感染性胃腸炎（ノロウイルスによるもの）平成1８年1２月１日から適用 | 症状により医師において感染の恐れがないと認めるまで |

**第一種感染症**

**第二種感染症**

**第三種感染症**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和5年5月8日改正

＊群馬県においては、第三種その他の感染症については、教育委員会通知（平成12 年2 月9 日）により定めないとしています。（出席停止の対象ではありません。）